

震災発生時における義援金の早期配分体制の構築を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらし、死者・行方不明者は約2万人に上る。また、被災者の中には、今なお不自由な避難生活を余儀なくされている方も多い。こうした方々を支援するため、日本赤十字社等に全国から寄せられた義援金は、9月30日現在で3,269億円余りに達している。

しかしながら、この善意の義援金が被災者の手元に届けられるまでには、長い期間を要した例もある。これは、震災の被害が甚大かつ広範であったことや、実際に支給事務を行う自治体自身が被災したことによるところが大きい。あわせて、広域災害に対応する仕組みがなかったということも原因と考えられる。

今後、高い確率で発生するとされている東海・東南海・南海の三連動地震は、被害の範囲や規模が今回の東日本大震災を大きく上回ることが想定されている。速やかな義援金の給付は、着の身着のまま避難し、財産も職も失い、現金の持ち合わせすらなくした被災者が生活を維持し再建していくための強力な支えとなる。

よって、国においては、東日本大震災を教訓に、被災自治体や日本赤十字社等も参加した義援金配分組織の仕組みを創設し、防災基本計画へ盛り込むとともに、被災自治体に対する協力・支援体制の強化を明確にするなど、義援金が速やかに被災者へ配分される体制を早急に構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月13日

徳島県議会議長 岡 本 富 治